

令和5年8月9日
観光文化・スポーツ部
世界遺産富士山課
課長 笠井 利昭
電話 055-223-1316(内線 4150)

報道関係者各位

富士山登山道の登山規制について

本年8月1日に発表した富士山登山道の登山規制の詳細については、次のとおりです。

1 目的

登山道に多くの登山者が滞留し、過度に混雑することで、登山者の転倒や落石といった登山者の安全が脅かされる危険性が認められたとき、登山者の安全を確保するため、登山道において、登山者の進行を規制する。

※この規制により、登山を中止させることを目的としていない。

2 実施時期

8月11日から9月10日の間、上記目的の危険性が認められる場合に限り規制を実施

3 規制方針

① 県は、現地の安全誘導員などの情報により、昼夜場所を問わず、多くの登山者が滞留し、過度に混雑することで転倒や落石による登山者の安全が脅かされる事態が生じるおそれが高まり、登山の危険性が認められる場合、県警に規制を要請する。

② 県警は、登山道の過密状態から登山者の事故等の危険性が認められる場合、県と連携して現場広報や規制にあたる。